

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(5)は落札資格となります。
 - (1)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3)三重県内にある本店又は支店等で調達システム利用登録をしている登録事業者
 - (4)三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
 - (5)落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6)三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1)三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
 - (2)消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します(業務に関係のない職員にくじを引かせます)。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - (1)入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2)入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例:同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
 - (3)入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4)入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5)入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6)入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7)入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8)その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (9)再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
 - (10)最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
 - (11)入札内訳書を求めた場合に次の(ア)から(オ)に該当するとき。
 - (ア)入札内訳書を提出しないもの。
 - (イ)入札内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
 - (ウ)一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - (エ)記載すべき項目が欠けているもの。
 - (オ)その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの)
- 8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者(更生計画等の認可が決定さ

れるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 9 契約締結権者は、受注者が暴排要綱 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、受注者が 10 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- 13 入札者が 1 者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。